

特集「人権・グローバリズム・宗教」

Theme: Human Rights, Globalism, Religion

対談

第三世代の人権と発展の権利

田畠茂二郎 + 高村忠成

司会・藤田尚則

第一世代の人権——国家からの自由

司会 今日は、京都大学名誉教授の田畠茂二郎先生と創価大学の高村忠成先生のお二人に「第三世代の人権」というテーマで対談をお願いしたいと思います。

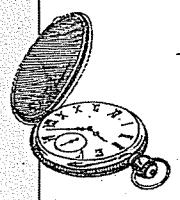
田畠先生が出された著書『国際化時代の人権問題』の中で先生は、第二次世界大戦後国際連合を中心として人権問題が大きく取り上げられるようになり、世界人権宣



高村忠成氏



田畠茂二郎氏



言から、国際人権規約、さらに人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約と多くの人権条約が採択され、人権は今日非常に大きな国際的課題として認識されている。これは、大戦前の歴史に対する反省から平和を守るという関連において、それぞれの国内で人権を尊重する体制が作られなければならぬということが強く認識されたからであるというふうにおっしゃっております。そしてこのようないく間に人権問題が国際的に大きく取り上げられることに伴い、新しい問題が生じてきた。それは、第二次世界大戦後、非植民地化が進み、植民地から独立した国々が国際連合に次々に加入することになるわけですが、独立した後においても植民地時代の後遺症ともいべき社会の不公平、貧富の差といったいろいろなひずみが大きな問題として残っており、これらの国においては人権問題をこうした状態と切り離して考えることができないのであって、このような国際社会の新しい状況下で主張されたのが、「第三世代の人権」という観念であるといわれています。

一七八九年のフランス人権宣言から既に二百年が経過

しているわけですが、人権はこの間、どのようなあり方を示して、どのように変化したか、また今日どのように存在し、どのように論議されているかという問題をこの「第三世代の人権」という新しい観念の提唱を中心に据えながら、お話を進めて聞いていただきたいと思います。

それではまず第一に、「第一世代の人権」とは何かということについてお話を聞いていただきたいと思います。田畠 いまおっしゃいましたように、第二次世界大戦後、人権問題が国際的に大きく取り上げられるようになりましたが、それに伴って、人権問題に対するアプローチがかなり変わってきたといえる点があります。私は、

「第三世代の人権」の問題のほかに、人種や性による差別撤廃の問題が、第二次大戦後の人権問題の国際化に伴つて大きく出てきた、これも無視できないと思うんです。アメリカの独立宣言でも、あるいはフランス革命の人権宣言でも、「すべて人は生まれながら自由で、権利において平等である」と言つておるわけで、そのこと自体は非常に重要な原則であると思うんですけれども、しかし、たとえばアメリカの場合、独立宣言が出された後まもなく作られた一七八八年のアメリカの連邦憲法では、下院議員の数の割当のための州の人口を計算する基準として、白人は一、インディアンは〇、黒人は五分の三といふことになります。黒人が五分の三というのは、南部諸州には黒人の奴隸がたくさん綿花栽培に使われている。彼らをカウントすれば、それだけ下院議員の数をふやすことができるというので、それをカウントすることを南部諸州の人たちが主張し、妥協の結果、五分の三ということになつたわけです。

それから、フランスの人権宣言のあと二年たつて作られた一七九一年のフランス憲法では、「選挙権を有する

ものはフランス国籍を有する男性」ということになつております。したがつて、人間の平等といつても、当時は白人以外の者は疎外され、また、白人といつても、女性は男性と差別されるというのが、実態だったわけです。人権問題が国際化されるにともなつて変つてくるのであって、この点が大きく変わり、人間の平等ということが広い世界的な視野でみられるようになります。当然、人種差別はよくないとか、女性を差別すべきではないといふことになつてくるわけです。

これが一つの大きな問題だと思うんです。もう一つ大きな问题是、先ほど触れられましたように、戦後いわゆる民族自決権を土台にして、これまで植民地として抑圧されていた地域が次つぎに独立してきた、非植民地化と申しますか、そういう状況が非常に顕著になつてきたわけです。そういう中で、とくにそうした、新しく植民地から独立した発展途上国のほうからの呼びかけとして、これまでの人権に加えて、いわゆる「第三世代の人権」が問題にされるという状況が出てきたわけです。

それを最初に述べたのは、ご承知のように、カール・



対談風景、右端は司会の藤田尚則氏

もつともフランス革命の時にも、サンキュロットなどの大衆や農民層の立場から、いわゆる生存権とか、働く権利とか、休息の権利とかが主張されておりましたが、しかし、それは結局は主流になりませんでした。「国家からの自由」ということが人権の中心になつたわけです。これまで職業を選択するにしても国家から規制されておつた、言論集会の自由や、信仰の自由なども認められず、すべて国家によって規制されていたその規制を排除して、人間は自由でなければならない、どの宗教を信じるかも自由である、あるいは職業選択も、言論・出版・思想もすべて自由である、そういうふうに、国家に対して、ヴァサクの言葉でいいますとオポーサブル（opposable）な、国家に対抗する意味での人権、これがまず最初に強く出てきたわけです。

高村 先生がおっしゃった国家に対抗する自由というのが主流ですが、サンキュロットなどが要求したようなら後に出てくる第二世代的な人権の萌芽はあつたのですか。

田畠 サンキュロットなどの場合は、生活扶助的なものも

九年憲法の場合は、第二世代的な人権が若干含まれていたと考えてよいのでしょうか。

田畠 九三年憲法では公的扶助の問題が出ており、労働しえない者に生活手段を保障するといったことが規定されています。

高村 これは、現在で言うプログラム規定的な感じなんでしょうか。日本国憲法二五条の生存権規定は、一般にプログラム規定であると解釈されていますけれども。

田畠 要するに、われわれは困つていいんだから生活をみてくれとか、生活扶助とか、そういうものです。そういう範囲内での生存権的な考え方なのです。要するにフランス革命の市民の権利宣言が出された時の状況は、絶対主義、絶対王制に抵抗するということに主眼があつたわけで、サンキュロットなどの立場から、生活扶助とかいう問題が持ち出されたとしても、それはいわば周辺の問題ですね。中心は、やはり国家に対抗して自由を主張するという点にあつたといえます。

高村 お話を伺つていて、政治史の観点から近代から現代にかけての歴史の流れに、かりにあてはめて理解し

のでして、国家に対して強く要求するというよりも、生活が苦しいんだから助けてくれという面が強かつたんじゃないでしょうか。あとに問題になる「第二世代の人権」のように、国家に対し、権利として強く要求するというのではなくたと思います。もっとこの場合、国家に対して生活をみてくれとか、働く場所をくれとかという意味では萌芽的なものがみられるということはいえるでしょうね。

高村 それはまだ、「宣言的なものにどまつていたと考えてよろしいのでしょうか。

田畠 宣言と申しますと、注目されることは、サンキュロットの立場を代表したジャン・ヴァルレのいわゆる厳肅宣言、「社会状態における人間の権利の厳肅な宣言」であります。この中の第一八条では、すべて人間に「生存の必要不可欠な手段」を保障するとか、老人、病弱者あるいは労働しうる状態にない者に休息を与えるとかといつたことが規定されています。しかし、これも草案的なものですね。

高村 八九年の人権宣言は、自由権的なものが主体で、

てみたいと思います。いろいろな枠組みで捉えられると思いますが、一つの枠組みとして権力主体の下降現象、及びそれに伴う権力主体の拡散現象という捉え方で理解してみたいと思います。もつともこれは、歴史をかなり単純に割り切つた捉え方ですが。すなわち、国王、僧侶、貴族等に握っていた権力が、ブルジョワ革命によっていわゆる第三階級たる市民のレベルに降りていく。そして次に、社会主義、共産主義によって第四階級といふかプロレタリアート階級へとさらに下がる。

このように近代から現代にかけての過程は、権力主体が、段々と下降していく過程といえる。民主化の進行ともいえましょう。こういう捉え方でいきますと、「第一世代の人権」という概念ができたのはちょうど市民革命の段階で、第三階級であるブルジョワジーが一応主導権を握つた時ではないか。それに対して、さきほど先生がご説明されましたように、サンキュロットとか労働者階級とかは、歴史の次の段階で主役になつてくる。ただ、フランス革命においてはブルジョワジーが、既成の権力を倒すために労働者を一部利用したという面がある。実

際、当時フランスにおいては、労働者はまだそんなに多くはなかつたし、資本主義もそんなに発展していなかつた。したがって、小農民また一部の都市のサンキュロット勢力などは、ブルジョワ階級が既成の権力を倒す時に利用される存在でしかなかつたといったよい。ブルジョワジーたちは、労働者たちの権利を決して認めようとはしなかつたのです。あくまでも自分たちの権利だけを主張しました。

先ほど先生がご指摘されましたように、ブルジョワジーたちは、法律的な規制、宣言的な規制の段階で労働者たちの権利をうまく削除していった。こういう意味でも、当時のサンキュロットたちの主張はまだ表に現れなかつたのではないでしようか。

もつとも労働者たちは、だんだんブルジョワ革命は偽瞞である、フィクションであるということで、今度はブルジョワジーたちに対して戦いをいどむようになり、そこから次に先生がご説明される生存権的な人権が出てくると、まあ歴史を分かりやすく単純化してあてはめるとこのように言えるのではないかと思ひます。

つくるわけで、長時間低賃金労働が定着してくることになる。資本家の方はどんどん富を蓄積するけれども、労働者の方は長時間低賃金労働ということで苦しめられてくる。そういう場合でも、労働契約は、当事者の自由な契約というわけですが、そうした自由というだけでは労働者の苦しい生活の問題は解決できないということになつて、労働者階級あるいは一般下層の人たちの間からだんだん不満が出てくるわけですね。

そういうふうに、自由という名のもとに労働の搾取が行われるとなると、単に自由を主張するだけではすまなくなつてくる。そこに国家に対する人びとの生活を守るために、必要な措置をとることを求める経済的・社会的な性質の人権、つまり、「第二世代の人権」とよばれる経済的社会的な性格を持つた人権が出てくるわけです。例えば、生活保障をしろとか、労働組合を認めるとか、社会保障をもつと充実しろとか、国家に対していくいろいろ要求する。これを、ヴァーサクは、国家に対して要求するものとして、「債権の権利」という変な表現を用いるのですが、要するに前は国家からの自由を主張しておつた

第二世代の人権は経済的社会的性格を持つ

司会 それでは次に、「第二世代の人権」の問題について入りたいと思います。ヴァーサクはこの人権を「債権の権利 (droits de créance)」と言つておりますが、生存権的基本権、あるいは経済的社会的権利と呼ばれるものでございます。これは、一九一九年のワイメール憲法に明確に現れているわけでございますが、この人権の問題についてお話を進めていただきたいと思います。

田畠 先ほどフランス革命において自由権的な人権が主張されたと申しました。ところが十九世紀に入つてみると、フランスなどにおいても、自由というだけではなくいろいろいろな矛盾が出てくるわけです。十九世紀に入ると、産業革命により、工場生産が段々と広がつてきます。そうすると、機械による大量生産ですから、熟練技術をもたない一般の人たちも職場に入ることができるようになります。そのため、仕事に就く上ではげしい競争が生じることになり、その結果、賃金が次第に低くおさえられるようになる。しかも長時間労働が可能にな

りますが、今度は国家に対する要求として出てくるわけです。

東京大学の我妻栄先生が非常に的確な表現をされたと思うんですが、先生は、最初の自由権的な人権を自由権的基本権、後のほうを生存権的基本権とよんでおられました。まさにそなんですね。自由の名において貧富の差が大きくなり、国家がそれを放任するというだけではすまなくなつてくる。国家に対してわれわれの生活を守つてくれることを要求する。これが「第二世代の人権」であつて、歴史的には、先ほど司会者が言われたように、第一次大戦後のワイマール憲法で初めてそれが具体的に憲法に規定されることになったわけです。

高村 やはり二十世紀の大衆社会になつてからでしょうか。

田畠 十九世紀後半からそういう状況が出てきたといふことはいえると思います。それが憲法に表われたのが二十世紀ですね。ただそういう要素は、十九世紀後半からだんだんと出てくる。フランス革命には、自由・平等という明るい面があつたけれども、同時に自由放任とい

う名の下にだんだん貧富の差が強くなつてくるようになる。そこに、我妻先生がおっしゃった生存権的基本権としての人権が出てくるわけです。

高村 社会主義、マルクス主義というのは、「第二世代の人権」という概念の一部と捉えてよろしいですか。

田畠 一部というよりも方向としては共通な面があるといえますね。マークス(S.P. Marks)という学者がありますが、彼は、先のように人権を世代的に区別するところには賛成の立場をとっているのですが、彼は、「第一世代の人権」はブルジョワ革命によって強く前面に出され、「第二世代の人権」は、資本主義の矛盾から出てきたもので、それを特徴づけたものは、二十世紀になつてからの社会主義革命、反搾取革命だったとのべています。

しかし、かならずしも社会主義の立場だけで出たのではないわけです。日本国憲法でもそれを認めていました、二十世紀に入つてくると、民主的な憲法ではみな生存権的基本権について規定しております。

高村 社会権的な、生存権的な人権規定のいろいろな

極的のものを申していく自由とか、また信教の自由にしても国家に積極的に働きかけていく自由とかに変わつていぐのではないかということなんです。

田畠 この場合も、自由だから国家にものを申すこと

が出来るといえるのではないでしようか。

高村 「第一世代の人権」として当然含まれているわけですね。

田畠 「第一世代の人権」でも、例えば、今の政府は良くないということだつて言論の自由でいえるわけですから、自由の内容としてどういう発言が行われるかということは特に問題はないわけですよ。

高村 信教の自由ということに関連してですが、從来個人的な信教の自由とか、教会的な信教の自由というのがあつたけれども、それに対して信教の自由の一つの內容として積極的に社会に働きかける、国民国家の主権者として政治やなんかにもの申していく自由もこの信教の

これも、國家から自由を獲得したというよりも更に積極的に国家に働きかける。國家から離れて自由に信仰で

項目が加わつてくると思うんですが、それによって、從來、「第一世代の人権」と言っていた人権の内容が変質していくということはないでしょうか。

田畠 それは、ないです。新しい世代の人権が出てきた。そのために、「第一世代の人権」がもう過去のものになつたというのではないのです。「第一世代の人権」だけでは処理できない状況が生まれてきました。そのために、それだけでは十分ではなくつたという意味で、「第一世代の人権」が出てきたわけですから。また同じように、「第三世代の人権」ということが主張されても、自由権的な基本権とか、生存権的な基本権とかはそれぞれ依然として重要なわけです。

高村 私が申し上げたかったのは、そういうものが忘れ去られるということではなくて「第一世代の人権」で、例えば信教の自由がある。それは国家からの信教の自由、国家の束縛から離れて自由に信仰してよいということとで言われた。また、言論の自由というのも、国家から言論を束縛されないという意味での自由であった。ところが、それがだんだん強くなるに従つて、今度は国家に積

きるという程度のことでしか捉えられないなかつたのが、更に積極的に国家にもの申していく自由まで含むんだという意識が芽生えてきたというんでしようか。この点、先生はどのようにお考えでしょう。

田畠 必ずしも私は、そのようには思わないんです。

信教の自由という場合には、国家が信仰に対し規制しないということが中心なんですが、しかし、それぞれの宗教の立場によつては、国家にものをいわない宗教もあります、ものを申す宗教だつてあつていいと思うわけです。だから、信教の自由という中で、どういう宗教的な活動、あるいは宗教的な信条が持たれるかなどとは、それぞれの宗教の特徴として考えられることだろうと思いま

す。

高村 「第一世代の人権」の中には、そういう面も含まれるわけですね。

第三世代の人権と連帶の権利

は十分にその実現を図る」とのできない性質の人権として、「第三世代の人権」とおっしゃっている。それは言葉を換えて言えば、国際的な協力によって達成できる人権のことです。こうした権利に属するものとしてヴァーサクは、「発展の権利」、「健康で調和の取れた環境に対する権利」、「平和の権利」、「人類の共同遺産を所有する権利」をあげています。

田畠 今日の国際社会においては、新しく「連帯の権利」としての「第三世代の人権」というものを考える必要がある、とヴァーサクは、言つたわけです。一体これはどういう意味、あるいは何かということですが、彼はいわゆる「第三世代の人権」を「連帯の権利」とよび、「社会のすべてのパートナー、つまり、個人とか国家とかその他の公私の団体や組織の努力の結集によってのみはじめて実現しうるものである」と言つております。更に彼は、一九七七年の講演のあと二年たって、インターナショナル・インスティチュート・オブ・ヒューマンライフ

等についてお話を聞いていただきたいと思います。

田畠 今日の国際社会においては、新しく「連帯の権利」としての「第三世代の人権」というものを考える必要がある、とヴァーサクは、言つたわけです。一体これはどういう意味、あるいは何かということですが、彼はいわゆる「第三世代の人権」を「連帯の権利」とよび、「社会のすべてのパートナー、つまり、個人とか国家とかその他の公私の団体や組織の努力の結集によってのみはじめて実現しうるものである」と言つております。更に彼は、一九七七年の講演のあと二年たって、インターナショナル・インスティチュート・オブ・ヒューマンライフ

例えば、発展途上国として植民地から独立したけれども、依然として植民地体制が残つておらず、経済的にはずっと貧困状態が続いている。そういう中で、人びとが人間らしい生活を守ろうとする場合、国内だけの力だけではどうにもならない。国内でも努力しなくてはならないが、国際社会も含めて、全体として協力してやらなければ、そうした要請を十分に満たすことができない。そういう意味で、彼は新しく「第三世代の人権」ということを言つたわけです。このように「第三世代の人権」の特徴は、国内だけでは処理できない性質の人権、もちろん社会全体も協力する。だから、「第三世代の人権」は、イコール連帯の権利だと言つているわけです。あらゆる人びとが連帯し、その中で実現できる権利という形で彼は「第三世代の人権」と言つた。そうした点に「第一世代の人権」、「第二世代の人権」とは違つた特徴があると私は思うのです。

彼は、こうした「第三世代の人権」の具体的な例として、「環境の権利」や「発展の権利」をあげておられます。

(International Institute of Human Life) という団体の第十一回の研究会で、やはり「第三世代の人権」についてのべているんですが、そこでは、連帯して協力する主体として、個人、国家、公私の団体などにインター・ナショナル・コミュニティー (International Community) とこうふうにいっております。

要するに、彼が言わんとするところは、これまでの人権は、いざれも国内において一般の人々が国家との関わりで問題にした人権であった。「第一世代の人権」は、国家からの抑圧を排除する、「国家からの自由」を内容としたものであり、「第二世代の人権」の場合は、国家に対して一定の措置を要求する、いざれにしても、これまでの人権は一般の人々と国家とのかかわりあいの中で問題とされたものであった。ところが、今やそういう国内の問題として捉えるだけでは十分処理できないような人権、国内の人々も、国家も、更に国際社会も、全部が協力してその実現をはからなければならないような性質の人権が問題とされるようになった。これを彼は「連帯の権利」として「第二世代の人権」とよんだわけです。

環境の問題については、「承認のように、国際連合でもそれを取り上げ、総会決議にもとづいて、一九七二年にストックホルムにおいて、「国連人間環境会議 (United Nations Conference on the Human Environment)」が開催されました。会議には一二三カ国が参加し、日本も参加しましたが、その会議で採択された「人間環境宣言 (Declaration on the Human Environment)」の前文では、「人は、尊厳と福祉の生活を保つに足る環境の下で、自由、平等及び十分な生活水準を享受する基本的権利を有する」とうたつております。つまり、環境権が人権として捉えられていくわけです。ところでそうした環境権のような人権は、一国の努力だけではとうてい処理できない面があるわけです。例えば、海洋汚染にしましても、一国だけでは處理しえない国際的な問題ですね。また、最近問題になつてゐる地球温暖化にしましても、同様です。ヴァーサクが、「第三世代の人権」の中に環境権の問題をもち出したことは、非常に重要な指摘だと私は思つております。

高村 「第三世代の人権」という概念なんですが、「第一世代の人権」、「第二世代の人権」は、いわゆる近代国

家、現代国家、またそこでの政府という対象があつたと思ひます。国家に対して我々は、権利を要求する、もしくは国家から逃げるといいますか。ところが、「第三世代の人権」というのは、主に国際社会が対象になつておりますね。国際社会というのは、今までもなくないわゆる「世界政府」といったものがない。従つて皆で協力してやらなくてはいけない。この場合、そうなると権利ではなくてむしろ義務になるのではないか。義務感を各国が共有することによって国際協力が成立するのではないか、という感じがするのですが、この点はいかがでしよう。

田畠 それはまさに、「連帯の権利」というわけで、すべての人、あるいは国家が協力する、そういう意味があります。だからすべての人に協力する義務があるということはいえると思います。しかし、人権というかぎり、それは呼び掛けとしての意味をもつわけで、国内における国家に対する呼びかけ、それから国内におけるいろいろな団体に対する呼びかけ、国際社会における各国に対する呼びかけ、国際連合への呼びかけというように、

とする開発援助が始まりました。ところがそういう国に対する物質的な援助をしても、依然として人々の生活環境はよくならない。例えば無知であつても教育を受けられないとか、あるいは非常に不合理な伝統があつて、それから逃れられないとかいうようなことがいろいろあるわけです。だから、人々の生活を良くするためには、単に物質的な面だけではなく、もっと精神的、文化的な側面をも含めて援助しなければならないというように開発援助の方向が段々変わつてくるわけです。

この点について、例えば、一九七九年に国連貿易開発会議で、ガルトゥング (Johan Galtung)、この人も有名な平和学者ですが、彼は「発展」というのは「ヒューマンビーイング (human being)」、人間性の発展を意味するものだ」というふうにのべております。つまり「国の発展とか、物の生産とか社会体制内部の分配とか、そういう社会構造の変革」は、彼によれば、目的に向つての手段であつて、目的はすべての人間をいかに発展、向上させるか、そういうことを目指さなければならないといふうに言つております。これと同じような発想は、一九八

呼びかけの対象が広がつてきているわけです。環境権といふのは、例えば空気が汚染される、健康な生活が破壊されるから、それは止めてくれと要求する。要求に応えるべき立場の人にとっては義務になりますが、要求は要求として権利として主張されるわけです。だから、連帯権であると同時に相手方にとっては義務の面がありますね。そういう意味での義務的要素はあるといえます。次に、「発展の権利」というのは、「承認のように一九七二年にセネガルのムバイエ (Kéba Mbaye) が、人権として主張したものでした。ムバイエという人は、国際的に非常に著名な方として、国際司法裁判所の裁判官もいました。「発展の権利」をどのように捉えるかといふことも、実は問題で、人びとの間でいろいろと議論されております。「発展」というのはディベロップメント (development) という言葉の訳で開発と訳したりしますが、戦後間もなく、発展途上国とか貧困にあえいでいる国々に対して援助をすべきだとということで、国連を中心

〇年の国連総会で採択された「第三次国連開発の一〇年の国際開発戦略」の中でものべられており、「ディベロップメントの究極の目標は、発展の過程への全面的な参加と、それから生ずる利益の公平な配分とに基づいて、全人民の福祉の絶えざる増進を図ることである」としております。このように発展ということを、單なる物質的な面だけで捉えるのではなくて人間としての基本的なニーズをいかに満たすか、人間性をいかに生かすかという捉え方が大切になつてくるわけです。

このような状況を踏まえて、先ほど申しましたようにムバイエが一九七二年に、「人権としての発展の権利」ということを強く主張したわけです。彼は、その中で「発展は、ヒューマニズムの一つの形態である。それは物質的な事実であるとともに道德的精神的な事実でもある」とのべおりました。物質的な必要を満たすだけではなく、同時に道德的な要請もある。平和とか、慈悲とか、同情とかいったものも、十分に満たせるようでなければいけないとしました。このように人間が人間としての基本的ニーズを満たすことを要求する権利として「発展の権

利」を捉え、それを人権として彼は主張したわけです。

このムバイ工の問題提起をきっかけとして「発展の権利」とはなにかということが各方面で議論されるようになりました。例えば世界的に有名なハーグにあります国際法アカデミーが国連大学と共に一九七九年に「国際的レヴェルにおける発展の権利」をテーマとしてコロキアムを開催しました。日本からは国連大学副学長の武者小路さんも参加しました。そのほか、国際司法裁判所の裁判官などの、有力な国際法学者を含め三五名の識者が集まって「発展の権利」とは何かということをめぐつて活発な議論を開催しました。その他いろいろなところで議論が行なわれましたがそうした中で主流と申しますか、多くの人々が主張したのは「発展の権利」とは人間性の開花することをめざしたもので、そのため心必要なさまざまな人権を総括した総合的な権利であるということがあります。これまでの人権と捉え方が違うのは、これまでの人権は、社会保障の権利とか労働の権利とか、生活保護の権利とかいろいろな権利が個々に主張されていました。今度は、それらを発展という目的に向けて総

括して、いかにして人間が人間としての基本的な必要ニーズを満たすことができるか、それに向かっていろいろな措置を求めていく、そうした権利として捉えるという方向であります。発展の権利をそのような方向で捉える場合、やはりそれを実現する上でさまざまな面での協力が必要になつてくるわけで、そこに「発展の権利」を「第三世代の人権」の一つとして捉える理由があると思うわけです。

発展途上国、植民地から独立した、そういう国家にいくら物質的な経済援助をしても、依然として無知蒙昧であるとか、あるいは非常に不合理な伝統が残つていて、人間が人間らしい生活をしていない。だから、人間が人間としての基本的ニーズを満たすことを人権として主張する必要がある。ちょうど日本国憲法一二三条にいう幸福追求権のような考え方ですね。そして、それを実現するためには、その国家自身の努力も必要ですが、その国家だけでは十分でなく、国際社会のすべての者が協力する必要がある。その意味において「連帯の権利」としての「第三世代の人権」というわけです。

司会 第一世代及び第二世代の人権の享有主体は、個人であるとこれは明確に言えるかと思うんですが、「第三世代の人権」、なかんずく「発展の権利」の享有主体は個人なのか集団なのかという問題があるかと思いますが、どのように捉えたらよろしいのでしょうか。

田畠 その点は、やはり先ほど申しましたハーグの国際法アカデミーと国連大学の共催のコロキアムでも問題になりましたし、例えば、アフリカの諸国との間で一九八一年に採択された「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」、「バンジュール憲章」ともいいますが、そこでは、「発展の権利」を人民の権利として捉えております。ところで、国際連合でも「発展の権利の問題」がとりあげられ、一九八六年十一月四日、第四十一回国連総会において、「発展の権利に関する宣言(Declaration on the Right to Development)」が採択されました。この宣言が採択される過程で、この問題が各國代表の間で、かなり激しく議論されました。「発展の権利」を集団的な権利、人民の権利あるいは國家の権利として考えるべきだとする主張もありましたが、これに対しまして、そのように

国家や人民の集団の権利として捉えると、それに吸収され、個人の問題が置き忘れるおそれがある。国家や人民の対外的な主張だけが突出して、国内におけるいろんな矛盾が置き去りにされる恐れがという反対もありました。結局「発展の権利」は、要するに、人間の基本的なニーズをいかに満たすかということなんだから、「発展の権利」の主体は、やはり個人でなくてはいけない、ということになり、「発展の権利に関する宣言」の第一条で「発展の権利は、譲ることのできない人権である」とするととともに、第一条で、「人間個人が発展の権利の中心的な主体である」と、はつきり規定されることになりました。国家というのは、個人としての人間の発展の権利を実現させるために、それに積極的に参加するという形で捉えられているわけで、少なくとも「発展の権利」に関する国際連合の宣言では、個人を中心として考えられております。国家については、第三条の一項で「国家は発展の権利の実現のために好ましい国家的及び国際的条件を作り出す主要な責任を有する」とし、更に三項において、「国家は、個々に、および共同して、発展の権

利の完全な実現を容易にすることを目的とする国際的発展政策を樹立するための措置をとる義務を有する」ということでありまして、国家は「発展の権利」の受益者といふよりは、「発展の権利」を実現させるための責任があるというように強調されております。

高村 従来の人権は、国家単位で、国家自体が国民に人権を保障する形になっております。「第三世代の人権」ではそのような義務を負うのは、国家単位というよりも国際社会なのでしょうか。

田畠 「第三世代の人権」の場合においては、前に申しましたように、さまざまな面での協力が求められるわけで、国家にも義務があるが、国家だけではなく、個人とか団体、とくに国際社会がそれに協力する主体として重視されるわけですね。その意味の「連帯の権利」というわけで、これまで国家対個人という枠組みで考えておつたのが、この場合は、個人も団体も国家も国際社会も全部が互いに協力しなければいけないということなんですね。

司会 リヴェロ (Jean Rivero) は、誰に対して権利を

要求し得るのかという問題について、債務者の不確定性 (indetermination du debiteur) ということを言つてゐるわけですが、いま先生がおつしやつたように、個人も国家も国際機関も皆協力していくことですね。

田畠 皆協力してやりましょうと言つてゐるんです。例えば、先の環境の問題にしましても、個別国家に、おまえのところに責任があるとは言えないでしょう。個人、団体、国家、国際社会皆協力して一緒にになってやりましょ。そういう発想なんですね。こういう発想は、非常に大事だと思うんです。

高村 個人にとつてみると、個人がそういう権利の享有者であると同時に義務者でもあるわけですね。国連で開発、平和、人権ということが言われましたが、この三つは決して同等に並ぶものではなくて、例えば、第三世界が開発のみを主張するとしたらかえつて人権が抑圧される面が出てくる。また、平和だけを絶対視すると、平和のために戦つているんだということになつて人間が犠牲になつてしまふこともある。開発、平和、人権を考えた場合、坂本義和教授も言つてゐるように人権という概

念こそが、中心的な観念にならなければいけないのではないか。その人権の内容は、先ほどご説明いたいたようには「発展の権利」、人間が人間として生きる基本的な要求、ニーズおよび人間性を守る。この辺をしっかりと抑えるところに「第三世代の人権」の人権の意味があるのではないかと思います。

田畠 おつしやる通りだと思います。基本的人権といふのは、啓蒙期自然法思想が源流であつて、「アメリカ独立宣言」とか、フランス革命の「人権宣言」とかいつたものを経て今日に至つてはいるわけですから、人権の歴史を今までたどつて、「第三世代の人権」といわれるのを見ると、やはり人間性の尊重ということが基本的な土台になつていています。人間性の尊重といふことは、土台の上で、平和の問題、開発の問題、発展の問題も出るし、環境の問題も出てくる。やはり人間を人間として尊重していくことが基本なんですね。

ちよつと別なことを申し上げて恐縮なんですけれど、実は一昨年、国際法学会で人権問題について講演したのですが、その中で大養道子さんの「国境線上で考える」と

いう本に書いてあることを紹介いたしました。アフリカのある地域では、女性が肌を見せてはいけないといふことになつてゐるんですね。そういう関係で小用は朝暗い内にしておく、できるだけ水を飲まないことにする。ところがアメリカの婦人が来て、そういうことは知つていなければ我慢できなくて用を足した。そのために棒打ちの刑でめつた打ちされ、大怪我をしたといふんですね。もうひとつひどい話は、アフリカの女性は男性の医者に診てもらつてはいけない。ところが、あるところで女性が苦悶にたえかねて、たまたまやつてきた外国の男性の医者のところへころげこんで診てもらつた。そのため、その女性は射殺され、医者もひどい目にあつたといふんですね。そういうふうなところもあるわけですから、国際社会が悪いんだというだけではすまないということを、講演でいつたわけです。そのように人間性の尊厳といふことが、人権の根本的な土台だと思うんですね。現在、地域によつては、国内だけでは処理できない、国際的な協力をしなければやつていけないような貧困、後進の地域もあるわけですから、いうならば人類全体の課題とし

て、人類全体のいわば協力によつてそれを実現させていかなくてはいけない。これが、「第三世代の人権」という観念が提起した重要な点ではないかと思うわけです。

高村 その点に關しまして、第二次世界大戦後、いわゆる冷戦の時代においては、人権がいわばイデオロギーとして、手段として使われてきたきらいがあつた。資本主義陣営は、自分たちの方が人間を大事にし、社会主義は人権を抑圧している。社会主義陣営も全く同じことを言つて資本主義側を攻撃する。人権擁護がスローガンやイデオロギーの手段として使われてきた。これからは、そうではなく、人権そのものは決して手段とか論争概念ではないんだという考え方を、きつちり打ち出していくことが大事なんじゃないかと思います。

田畠 根本は人間が人間らしくその本質を十分發揮できるようにするという捉え方が、人権問題の中心点じゃないかと思うわけです。前にふれましたように、ガルトウング氏は、「発展」とは人間性の発展を意味すると申しましたが、先ほどのハーゲ国際法アカデミーと国連大学の共催のコロキアムで、デュブイ(R.J. Dapuy)が、「発

展の権利」とは「人間性を開花させるための権利」だといつておりました。これは象徴的な表現ですけれども、大事な点をついていると思うわけです。人間が人間として尊重され、人間が人間としてもつてゐるものを開花させることができる。先のアフリカ女性の場合のように、男性の医者にみてもらつてはいけないというんでは、人間らしく生きることが出来ないわけですね。だから物質的なものだけではなく、精神的、心理的、その他いろいろな面も含めて人間が人間として生きていくことができるようになります。それが人権の究極的な土台ではないでしょうか。

高村 ガルトウング氏は創価大学でも今までに三回ほど招いたんですけど、彼が「自己実現の機会が奪われていないこと、それが人権の基本概念であり、それが平和なのだ」と言っておりました。先生がおっしゃったように自分の能力、才能、欲求、そういうものを思う存分開花させることができると状態こそが、人権にとって何よりも大切なんじゃないかと思います。

司会 もう一つお聞きしたいんですが、「発展の権利

に関する宣言」の全文を読みますと、例えば前文で「発展を推進するためには市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の実施、伸張及び保護に、平等の注意と緊急の配慮が払わなければならないこと」とありますて、すでに第一世代、第二世代の人権に含まれているものも言っているのではないかと思うのです。従つて「第三世代の人権」に内容的に少し漠然とした感じを持つといふ点が、まず一点ございます。もう一点は、第一世代、第二世代の人権がまだ十分に実現されていないのに「第三世代の人権」を新たに提示した場合、そこに人権の氾濫といいますか、人権概念が拡散するということが生じるのではないかという疑問を持っているのですが、この点はどうのように考えるべきでしょうか。

田畠 先にも私が少しふれましたように、おっしゃるような批判とか議論は、出ているんです。しかし私は、

若干考え方が違うんです。「発展の権利」の場合は、先ほど申しましたように、人間の基本的ニーズを満たす、人間の人間性を十分発展させる、開花させるということことで、そうした方向をめざしたものであるかぎり、第一世

代的な人権も第二世代的な人権もそれぞれ「第三世代の人権」に吸收されてくる。そういう総括的な、いわゆる幸福追求権と同じ意味での権利だと思うんですね。幸福追求権の中には、例えば言論の自由とか、生活保障とか、そういうたゞまざまな人権とか人びとを幸福にするためのものが皆入ってくると思うんです。しかし、それが幸福追求権の中に含まれたからといって社会保障の人権それが自体が必要なくなつたかというと、そんなことはいえないわけです。

司会 もう一つ、人権の氾濫状態が生ずるのではないかという疑問については、いかがでしょうか。

田畠 第一世代というのが、過去のものであるかのように捉えられてはいけないと、いうことなんですね。「第三世代の人権」が唱えられるようになつたということは、決して「第一世代の人権」が大事でないとか、「第二世代の人権」が大事でないというのではなく、これまでのような人権の捉え方だけでは処理できない新しい問題状況が出てきて、それに対応するというものなのです。国内の人々だけでなく、国際社会の人々も全部協力しなけ

れば実現できないような人権問題が出てきた」というのが、「第三世代の人権」なんです。とくに、この人権の中で強調されている「連帯の権利」という面が大事だと思います。国内の人々も、国家も、国際社会の人々も皆協力してやらなければ十分に解決できないような社会状況、問題が出てきている、この点が重要なわけです。

高村 少し角度が違うと思うんですが、フランス革命の時の自由、平等そして博愛のうち、あの博愛と訳したのは大変な誤解だと思っております。そもそもローマ・カトリック教会にアンチ・テーゼを投げかけたのに、なぜキリスト教の理念である博愛を出すのか。あれは実は友愛であって、友愛の根底は連帯である。自由も平等も、これらは相い対立する概念になりがちだから、それを根底で食い止めるのがいわゆる連帯、友愛の概念である。それを博愛というようにぼかしてしまって、自由、平等だけが突出してしまったところにフランス革命中、およびその後の政治、社会に混乱が生じたという見方があります。

田畠 いまおっしゃつたことは、非常に大事なところ

ですが、人間性の尊重というと、それに関する思想とか、理念とか、そういうものがこれからもっと必要になつていくようになります。とくにそのような問題になると宗教とか哲学とかがかかることが多い。そういうものの世界的広がり、連帯も必要になつてくるのでしょうかね。

田畠 宗教家が、人間性尊重という理念の中で人間が

人間らしく生きるという課題を追求しておられるとするならば、これはまさに「発展の権利」の主張と同じですね。人権という考え方自体が人間性の尊重ということです。これまで抑圧された中で人間が人間らしく生きるために、まず自由、平等が大切である。しかしその後、自由、平等だけではすまないと、いうことで経済的社会的な人権の問題が出てきて、さらに最近では、人間性そのものを開花させる総括的な権利として「発展の権利」が問題になるのです。人間の中にはいろいろな要素がある。なかでもとくに人間性を花開かせるということは、人権の一番の究極の目標でなければいけない。となると、宗教の問題も、人間をいかにして豊かなものにしていくか

なんです。ある人は、第一世代、第二世代、第三世代を特徴づけて、自由、平等、博愛のうち、第一世代では自由が主張され、第二世代では平等が、第三世代では「フランティナー」といいますか、連帯が主張されていると言っています。

高村 もう一点、実効性、実現の問題はどうに考えればよいでしょうか。

田畠 その観点からは「発展の権利」には、スローガン的なものがあることは否定できないと思います。これから国際連合が途上国に開発援助する場合に「発展の権利」にもとづいてどうするか、そういう具体的な措置が問題になつてくるのではないでしようか。「発展の権利」という観点からみて、発展途上国の中には、いろいろ大きな問題があるわけで、それを今後、国際協力でどう処理していくかということを論議する必要があると思います。例えば国際識字年ですが、文盲率が非常に高いところへ、できるだけ教育施設をたくさん増やそうというようにいろいろな手当が必要でしょうね。

高村 先生が、先ほどおっしゃつていた人間性の尊重

という点では、共通のものがあると言えるでしょう。

高村 先生のお話に関連しまして、例えば仏教の中に次のような考え方があります。一つは「開示悟入」、開き示し悟らせ入らしめるとあります。要するに人間の持つていてる尊厳な人間性を示し、悟らせ、かつそれを開くすなわち、開花させ、最大限に發揮させるのが仏教なんだという指摘です。

田畠 「発展の権利」の考え方の中にもそれに似た面があります。繰り返しになりますが、国際法アカデミーと国連大学との共催のコロキアムで、デュブイが総括の中で指摘した言葉です。「発展の権利」は、「人間性を開花させるための権利」(une droit à l'épanouissement de la personne humaine)であるとのべるとともに、「すべての人権といった包括的な総合体を形成する一般的な権利でなければならない」とも主張していますが、これは非常に重要な指摘だと思うんです。

高村 もう一つやはり仏教の中に、「藏の財よりも身の財、身の財よりも心の財第一なり」という言葉があります。まして、藏の財とは経済的な財、財とは価値なんですね。

経済的な価値よりも身の財、身の財とは身につける教養

とか、また美しくなりたいとか、そういう価値です。さらにそれよりも、心の財が大切だというのです。心の財とは人間としての価値、人間性ということが一番なんだと教えていました。この心の価値を高めれば、身の財も藏の財も逆にすべて生かされるんだということもありました。いま先生のお話を伺っていてこの言葉を思い出しました。

田畠

いま伺つて、非常に大事な発想だと思いますね。まさにデュブイが言わんとすることが、それなんでしてね。ガルトウングが言つていてるのも方向は同じです。そういう方向で「発展の権利」は出てきた。ただし、「発展の権利」が出てきたから裁判所ですぐ解決するというものではないんですね（笑い）。そういうものを大事な理念として、それに向かつていろいろな国際協力をやつていこうということじゃないのでしょうか。

人権問題に果たすNGOの役割

高村 そういう意味でNGO（非政府団体）の活動は、

どうなんでしょうか。

田畠 人権問題との関わりでNGOは、非常に重要な役割を果たしていると思うんですね。このことは、私の『国際化時代の人権問題』の中でも書いていますが例えば、アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）は、拷問禁止条約を作る上での国際世論を盛り上げるために非常に積極的な活動をやりました。一昨年、「死刑廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一選択議定書」が国連総会で採択されました。これをやるうえにおいてもアムネスティ・インターナショナルは、積極的に活動しました。だから、民間の国際的な非政府団体は、人権問題について無視できない存在になっていると思います。人権を語るときにNGOに触れないといいうのは片手落ちといえるぐらい重要です。

高村 国連に設けられています人権委員会よりNGOの活躍の方が、大きいとお考えでしょうか。

田畠 そういう意味ではないんです。活動の仕方が違います。しかし、例えば、人権委員会の委員国とか人権委員会の下部機関である差別防止及び少數者保護小委員

会の委員に対してもNGOがさまざまな資料を提供し、これがそうした委員会に大きな影響を及ぼしていることは否定できないと思います。またNGOによっては、国連

憲章七一条によって、経済的社会的及び文化的領域において国際連合と協力する協議資格を認められているものがあります。それでもいろいろな資格がありますが、協議資格を認められたNGOは委員会に提案したり、場合

によつては、委員会で発言したりすることができます。それから、例えば、拷問禁止条約の場合は、起草過程でNGOが参加して発言することができます。そういう意味でNGOは国際連合を通じての活動も積極的にやつてきているわけです。

高村 「第三世代の人権」をより確実なものにならしめるためには、国連の機構を若干改組する必要があるんじゃないかな。国連は、なんといっても軍事的な安全保障が中心になつてきました。しかし今は、国際社会の性格がかなり変わってきています。これからは環境とか、また平和とか人権とかそういう問題がますますクローズアップされてくると考えられます。従つて安全保障理事会も、

単なる軍事的なテーマだけではなくて、もう少し環境の問題なんかを扱うような機関になつたらというような意見もありますが、いかがでしょうか。

田畠 今のお話は、現在の国連の実態には必ずしも十分即していないと思うんですね（笑い）。国際連盟の時は、国際平和と安全が中心だったわけですが、国際連合になつてからは経済社会理事会を独立させ経済的、社会的な国際協力を重視して、先程のべたように、いろいろな民間団体とも協力し経済的・社会的な領域で幅広い活動を行なつております。人権問題では、国連の人権委員会だけでなく、その下部機関の差別防止及び少數者保護小委員会も非常に重要な活動を行なつており、前にものべましたように、そこでは、民間団体も発言できるようになります。そのほか、例えば市民的及び政治的権利に関する国際規約については規約委員会というのが設けられ、そこでは各締約国から提出された報告が非常に細かく審査される仕組になつております。そこでの審査の結果、日本などでも法改正をやつた例があります。前の国

れど、母親ではなれませんでした。そのため沖縄などで日本女性がアメリカ人と結婚した場合、お母さんが日本人でも生まれた子供は日本人になれない。お父さんがアメリカ人ならアメリカになれるかといふと、アメリカでは十四歳からひきつづき五年間を含む十年間アメリカにいたという実績がなければ海外で生れたその子供は、アメリカ国籍を持てないことになっている。そのため、子供が無国籍になるという例が沖縄などでは多かつた。この点を規約人権委員会において委員から児童の国籍取得の権利を認めた規約の第二四条三項の違反になると指摘され、その結果国籍法を改正することになったという例があります。

高村 もう一つこのような考え方はどうなんでしょうか。総会というものを、今一院制みたいな型になっていますが、NGOの発言権を高めるために、経済社会理事会も当然ありますけれど、総会に加えてもう一つNGOの民間団体などの代表からなる人民議会みたいなものを設ける。いわば二院制議会みたいに再組織化することです。この点はいかがでしょうか。

るということですね。

高村 国連ファミリーといいますかさまざまな機能機関が、多角的活動をやっておりますね。

田畠 そして民間人が、直接アクセスする門が開かれています。それほど非常に大事なことだと思いますね。経済社会理事会の一・二・三・五号手続きというのがあります、そこで協議資格を認められたNGOは差別防止及び少數者保護小委員会の公開の会合で発言できます。日本の問題もたびたび取り上げられました。

高村 SGI（創価学会インターナショナル）もNGOで、経済社会理事会と国連広報局のNGOとして登録されています。いま世界一二〇数カ国にメンバーがおりまして、

それが一つの機関としてNGOを構成しています。そして、難民救済とか、『核の脅威展』や『戦争と平和展』、『世界少年少女絵画展』の開催などを行なっています。

田畠 非常に大事ですね。

高村 このあいだ私が参加しましたのは、子供の権利サミット、九月末に国連で開かれる「子どものための世界サミット」そこに提出する議案をNGOとして作ると

田畠 余り賛成できぬですね。責任を負うのは国家ですから、国家で構成する総会が責任の主体にならなければならないと思います。今のご意見からするならば、総会の議論に、民間の意向が反映するようなルートを、もっと考えることは必要だと思います。前にも申しましてように、人権委員会などでは、民間の声を反映する仕組みがいろいろ出来ているんですよ。

もつとも総会に民間の意見を反映できるようにするためにには、例えば総会の日程をもつと長くして民間のNGOが演壇に立つて発言できるとか、NGOが提案できるとかというような方向は考えますが、そうなると国連総会として、肝心の問題を議論する時間がなくなるという問題がありましてね。だから人権問題なら人権委員会で受け止める、経済社会理事会でやることにすることは、仕方がないのではないかと思いますね。

高村 実は私は、去年の九月、NGOの年次総会につきました。一〇〇名ほど集まつておりました。

田畠 要するに国際連合で前の国際連盟と違うのは経済・社会的・文化的な国際協力に非常に力点を置いてい

いうことで、いろいろ提案してくれということでSGIの代表として行つてきました。非常に活発だなという印象を受けました。

田畠 おっしゃる通り、NGOの活動はめざましいですよ。だからもつと日本国内の人たちが、NGOが国际的に非常に重要な役割を演じているという認識をもつともつようにしてほしいと思うんです。先生がおっしゃった、SGIがこういう活動をやっているんだということを、もつと一人一人が知ることです。日本にもアムネスティ・インターナショナルの支部がありまして、私も会員になつてます。

高村 そうですか。

田畠 人権問題が国際的に大きくとりあげられ、いろいろな問題が出ているわけですが、大事なことは、こういう状況に対しても多くの人がもつと認識を深めていくことだと思います。

高村 偉そうなことは言えないんですが、日本人は「国連が大事だ」、また、政府自身が「国連中心外交」なんてことを言いますが、それが単なるスローガンで終わつ

ていることが多いのではないかと思うんです。国連とは、いったいどういうものなのか、どういう機能をもつてゐるのか、何をやっているのかということになると日本人は、本当はよく知らないと思うんです。とくに、今回の湾岸戦争の問題を期に、国連というものの認識の仕方にさまざまな問題ができたようになります。もっと国連とはどういうものかということについての議論を起こしていく必要があると思います。

田畠 そうですね。国際連合というものを通じて、平和の問題が中心議題に取り上げられているわけですから、今日平和という問題は戦争状態がないというだけでは済まないんで、人々の生活の問題とか、暮らしの問題とか人権の問題とか、環境の問題とか、幅広く広がっている、そういうグローバルな観点で議論していく必要があると思っています。実際、国連の活動は、そういうところにまで伸びているわけです。そういう場合に、各國の協力も必要であると同時に、各国の民間の人ひとが、国連の活動を十分認識して頂き、NGOを通じてでも、できるだけ国際連合が世界平和のためとか、あるいは環

境問題のためとか、人権問題のために活動していることに対して、なんらかの積極的な寄与をしていくといふことがやはり大切だと思います。

高村 池田SGI会長がかなり以前に「国連を支援する世界市民の会」というのを提唱いたしました。それはまさに、今先生がおっしゃったように、国連の活動を認識し、理解し、そして国連を守つていこう、また、世界の人々にその業績を知らせていくこうというものです。国連という制度も、人々の間に制度を守る心、精神があつてこそ、はじめて機能するといえると思います。

田畠 そういうことが必要ですよ。
司会 残念ながら時間がきてしましました。今日は田畠先生、高村先生、大変お忙しいなか、貴重なお話を伺うことができまして本当にありがとうございます。まだ論議は尽きないので、ひとまず終わらせていただきたいと思います。

(たばたしげじろう・京都大学名誉教授)
(たかむらただしげ・創価大学教授)
(ふじたひさのり・創価大学助教授)